諮問庁:法務大臣

諮問日:平成29年1月24日(平成29年(行情)諮問第27号)及び同月

27日(平成29年(行情)諮問第35号及び同第36号)

答申日:平成29年9月4日(平成29年度(行情)答申第196号,同第1

97号及び同第198号)

事件名:大臣官房秘書課配置図の一部開示決定に関する件

大臣官房人事課配席図の一部開示決定に関する件

訟務局配置図の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下の3文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不 開示とした各決定は、妥当である。

文書 1 法務省大臣官房秘書課配置図(平成28年8月8日現在)

文書2 法務省大臣官房人事課配席図(平成28年7月21日現在)

文書3 法務省訟務局配置図(平成28年7月29日現在)

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月19日付け法務省秘 人第57号,法務省人文第310号及び法務省訟企第724号により法務 大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各一部開示決定 (以下,順に「原処分1」,「原処分2」及び「原処分3」といい,原処 分1ないし原処分3を併せて「原処分」という。)について、その取消し を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書による と、おおむね次のとおりである(意見書に添付されている資料は省略す る。)。

(1)審査請求書1(平成29年(行情)諮問第27号)

処分庁は原処分1において、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法があると思料する。また、原処分1は特定された行政文書を全部不開示としているが、少なくとも一部不開示とすれば足りるものと思料する。現に、審査請求人が全府省に対して行った同旨の情報公開請求においても、現在のところ処分庁を除くほぼ全ての府省において、非常勤職員の

氏名など、必要最低限の部分を一部不開示とする決定がなされていると ころである。

ところで、開示の実施を受けた文書は、その題名(「法務省大臣官房秘書課配置図(平成28年8月8現在)」)を除き全ての部分が一部不開示とされていたが、題名は前記行政文書開示決定通知書に記載されていたのと同一であり、結局開示された文書には法6条1項ただし書にいう有意の情報が記録されていないことは明らかである(情報公開・個人情報保護審査会平成21年度(行情)答申第547号参照)。よって、文書1は本来全部不開示とされるべきところ、同項ただし書の規定に反して一部開示がなされたものというほかない。審査請求人をして本来不要であった行政文書の写しの送付に係る費用を負担させたのは不当である。

なお、詳細な意見は情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書 において追って述べる。

(2)審査請求書2及び3(平成29年(行情)諮問第35号及び同第36 号)

処分庁は原処分2及び原処分3において、本件不開示情報が法5条6号に該当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法があると思料する。現に、審査請求人が全府省に対して行った同旨の情報公開請求においても、現在のところ処分庁を除くほぼ全ての府省において、非常勤職員の氏名など、必要最低限の部分を一部不開示とする決定がなされているところである。

なお、詳細な意見は情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書 において追って述べる。

(3) 意見書1(平成29年(行情)諮問第27号)

ア 法 5 条 4 号及び 6 号該当性について

諮問庁は、原処分1及び理由説明書(下記第3。以下同じ。)において、本件不開示情報を開示すると、それぞれ「国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ」り、さらに、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあ」るなどとして、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するとしている。

しかしながら、係る説明は首肯できない。まず、文書 1 が、諮問庁の一部局における職員の配置を、諮問庁における業務の便を図るために模式的に記載したものであると考えられることからすれば、文書 1 を開示したとしても、職員の相対的な位置関係が判明するにすぎず、絶対的な座標情報については何ら開示されるものではない。そもそも、中央省庁は、その出入口において入庁者の身分確認を実施するなど、諮問庁も主張するとおりの厳格な保安管理がなされて

いるのであって、本件不開示情報を犯罪に利用しようとしても、権限のない者はそもそも入庁ができないのである。反対に、入庁を遂げた者にとっては、内部の案内表示に従うなどすれば本件不開示情報以上に具体的かつ正確な部局・職員の配置状況を把握し得るところである。したがって、本件情報を開示することによって犯罪の予防に支障が生じるとは認めがたい。以上から、本件不開示情報が活ち条4号に該当するという諮問庁の主張は失当である。事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを理由とし、本件不開示情報が同条6号に当たるとする部分についても、同様の理由から失当に帰する。諮問庁が理由説明書2(2)アでるる述べる諮問庁の現状についても、誠に気の毒に思うところではあるが、以上のような結論を左右するものではない。

また、後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。このことは、同種の情報の公表が問題なく現在まで継続していることからも明らかである。

イ 情報セキュリティを担当する部署の情報について

さらに、諮問庁の説明によれば、特に情報セキュリティを担当する部署の情報についてはその体制・規模を推知させる情報は不開示としなければならず、加えて情報セキュリティを担当する部署以外の情報についてもこれを開示すれば情報セキュリティを担当する部署の情報を推知することが可能であるという。しかし、係る説明は首肯できない。そもそも、情報セキュリティ対策は政府が一体となって取り組んでいる事項であり、諮問庁においてこれに専従するセクション、恐らくは大臣官房秘書課情報管理室の体制のみを推知し得る情報が開示されたからといって、諮問庁はそのホームページにおいて「サイバーセキュリティ対策の強化」に係る予算額を公表しており、本件で問題となっている配置図に示された職員の配置状況よりもむしろ多くを既に公にしているといえる。

ウ 秘書課において勤務する公務員以外の職員の氏名について

諮問庁は、理由説明書2(2)ウにおいて、秘書課において勤務する公務員以外の職員の氏名について法5条1号に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないとする。諮問庁のいう「秘書課において勤務する公務員以外の職員」というのがいかなる身分の職員を指すのかが明らかではないが、前述のように職員の配置自体が開示できないとする一方で公務員以外の職員がその秘書課に勤務してい

るというのはいささか疑問を禁じ得ないところである。この点の諮問庁の主張の当否については、御審査会において慎重に吟味される ことを希望する。

エ 法5条1号該当性について

配置図に記載された情報はまさに公務員の職務に係るものであり、 法5条1号ただし書ハに該当するため、諮問庁の理由説明書2 (2)オ(ア)末尾の付言に係る部分は失当である。

オ 他府省における公開の現状について

審査請求人は、全府省に対して同旨の請求を行っているところであるが、多くの府省において、内線番号を除く全ての部分を開示するとの決定を得ているところである。また、書籍によって公開している府省も2省存在し、文部科学省は特定協議会編「文部科学省ひとりあるき」、厚生労働省は特定法人A「ガイドブック『厚生労働省』平成28年9月版」等によってそれぞれ本件不開示情報に相当する情報を公開している。さらに、特定法人Bは、その発行する「地下鉄短信」において、総務省自治財政局及び国土交通省鉄道局の配席図を掲載し、全文をインターネットに公開している。これらには非常勤職員の氏名はおろか直通電話番号を含めた配席図がそのまま掲載されているが、これらによって前記4省の事務に支障があるよま掲載されているが、これを敷衍すれば、本件不開示情報についても、その開示に際して何ら支障のあるところではなく、かつ、法5条各号に該当するとも認められない。

カ 「有意な情報」の該当性等について

まず、文書1について、題名以外の全てが不開示となっている点について、諮問庁は「職員の氏名等一部を切り離して開示することが不可能」と述べるが、この点については十分な検討を尽くされたのか、他府省の例も参照しつつよく審査されることを希望する。

また、法6条1項の法意に照らせば、処分庁は「有意の情報が記録されていないと認められるとき」には全部不開示決定をしなければならないとの解釈が妥当である。こう解さなければ、処分庁は請求人をして開示の実施に係る無用の手数料の支払いをさせかねないこととなり、このようなことは法の予定するところではないと考えられる。なお、開示を受けた部分に「有意の情報」が含まれていなかったという点についての主張についても何ら変わるところはない。

さらに、諮問庁は、理由説明書2(4)において、あたかも審査請求人が開示の申出を原処分1の妥当性を認めたことを前提に行ったかのように述べるが、開示決定通知書のみではいかなる部分が不開示となったのかは推知できず、少なくとも法6条1項ただし書の

「有意の情報」は記載されているという前提で開示を申し出たものである。

- (4) 意見書2(平成29年(行情)諮問第35号)
 - ア 法 5 条 6 号該当性について(理由説明書 2 (2) イ(イ) 関係) 諮問庁は、原処分 2 及び理由説明書において、本件不開示情報を開 示すると、「国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ が大き」いとして、本件不開示情報が法 5 条 6 号に該当するとしてい る。

しかしながら、係る説明は首肯できない。まず、文書2が、諮問庁 の一部局における職員の配置を、諮問庁における業務の便を図るため に模式的に記載したものであると考えられることからすれば、文書2 を開示したとしても,職員の相対的な位置関係が判明するにすぎず, 絶対的な座標情報については何ら開示されるものではない。そもそも、 中央省庁は、その出入口において入庁者の身分確認を実施するなど、 諮問庁も主張するとおりの厳格な保安管理がなされているのであって, 本件不開示情報を犯罪に利用しようとしても、権限のない者はそもそ も入庁ができないのである。反対に、入庁を遂げた者にとっては、内 部の案内表示に従うなどすれば本件不開示情報以上に具体的かつ正確 な部局・職員の配置状況を把握し得るところである。したがって、本 件情報を開示することによって事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは 認め難い。以上から、本件不開示情報が法5条6条に該当するという 諮問庁の主張は失当である。諮問庁が理由説明書2(2)アでるる述 べる諮問庁の現状についても、誠に気の毒に思うところではあるが、 以上のような結論を左右するものではない。

また、後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。このことは、同種の情報の公表が問題なく現在まで継続していることからも明らかである。

イ 直通電話番号に係る部分について(理由説明書2(2)工関係)

諮問庁は、内線番号についても、法5条6号に該当するとの理由により不開示とする原処分2を行っているが、これについても後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。よって、原処分2は失当に帰する。

ウ 法5条1号該当性について

配席図に記載された情報はまさに公務員の職務に係るものであり、

同号ただし書ハに該当するため、諮問庁の理由説明書2(5)末尾の付言に係る部分は失当である。

- エ 上記(3)オと同旨
- (5) 意見書3(平成29年(行情)諮問第36号)
 - ア 上記(4)アと同旨
 - イ 上記(4)イと同旨
 - ウ 上記(3)ウと同旨
 - エ 上記(4)ウと同旨
 - オ 上記(3)オと同旨
- 第3 諮問庁の説明の要旨
 - 1 本件経緯
 - (1)審査請求人は、処分庁に対し、平成28年8月12日付け(同月15日受領)で、法4条1項の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「次に掲げる機関の配席図(官職ないし職員ごとの配席、ダイヤルイン・内線番号等が記載された図表)。ただし、請求日時点における最新版のもののみを請求する。」などとして、各行政文書開示請求(以下「本件各開示請求」という。)を行った。
 - (2)本件各開示請求に対し、処分庁は、本件各開示請求に係る行政文書として、本件対象文書を特定した上、各一部開示決定(原処分)をした。本件は、この原処分に対し、審査請求人から、平成28年10月26日付け(同月27日受領)及び同月31日付け(同年11月1日受領)で、処分庁が行った原処分を取り消し、不開示とされた部分を開示するとの決定を求めるという趣旨の各審査請求がされたものである。
 - 2 原処分の妥当性について
 - (1)本件対象文書について 本件対象文書は、それぞれ以下のとおりである。
 - ア 文書 1 は、法務省大臣官房秘書課(以下、第3において「秘書課」という。)において勤務する職員の職名、氏名、室名及びその位置情報並びに情報セキュリティを担当する部署の情報が一体となって記録され、かつ、秘書課において勤務する公務員以外の職員の氏名及び位置情報が一体となって記録された文書である。
 - イ 文書2は、法務省大臣官房人事課(以下、第3において「人事課」 という。)において勤務する職員の職名、氏名及びその位置情報が一 体となって記録され、かつ、一般に公開されていない内線番号が記録 された文書である。
 - ウ 文書 3 は、法務省訟務局(以下、第 3 において「訟務局」という。)において勤務する職員の職名、氏名及びその位置情報が一体となって記録され、並びに一般に公開されていない内線番号、直通番号

及びファクシミリ番号が記録され、かつ、訟務局において勤務する公 務員以外の職員の氏名及び位置情報が一体となって記録された文書で ある。

(2) 本件対象文書に係る不開示情報該当性について

アー前提

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務としており、刑事事件について捜査や起訴・不起訴の処分などを担う検察庁や、被収容者等を収容し、その改善更生や円滑な社会復帰を図る刑事施設等が設置されているなど、国民が安心・安全な社会生活を営んでいくための、いわば根幹となる業務を行っているところ、当該業務は国民の権利・利益に密接に関わるものである。

(ア) 秘書課においては、そうした国民の権利・利益に関し、法務大臣、 法務副大臣、法務大臣政務官(以下「法務大臣等」という。)、事 務次官等、法務省の幹部職員の秘書事務、これら幹部職員を含む法 務省職員に対し送付等される投書や多種多様な請願などに関連する 事務等を所掌しており、日頃から、各種問合せや意見等が多数寄せ られている状況にある。

その中には、法務省が行っている各種施策に対する不満を申し立 てるものもあれば、およそ法務省の所掌に属しない事柄についても、 るる不満を申し立て、法務省では対応しかねる旨説示するも納得せ ず、秘書課職員が長時間を割いて対応することを余儀なくされるも のも多い。そして、このような申立てを繰り返すものの中には、応 対した個々の職員に対して攻撃的な言動に及ぶものもいるなど、実 際に個人攻撃の対象となるケースも生じている。

さらに、近時、大量の標的型攻撃メールの送信を受けるなど、行 政機関等を標的としたサイバー攻撃が活発化しているところ、秘書 課は、法務省の情報システムの整備及び管理に関する事務もまた所 掌し、法務省全体の情報セキュリティ対策等を行っていることから、 こうした攻撃がなされた場合、これへの的確な対処も求められる。

(イ)人事課においては、そのような上記各業務に携わる法務省職員の任免・給与に関すること、懲戒・公平審査に関することなど、職員の任用、勤務条件、服務等に密接に関連する事務を所掌しているほか、司法試験の実施に関する事務を所掌しているところ、日頃から、職員のみならず、外部者から各種問合せや意見等が多数寄せられている状況にある。

その中には、職員の人事上の処分を執拗に求めるもの、司法試験

の採点の過誤や不当性を主張するものなどもあり、これに応対した 人事課職員が長時間を割いて対応することを余儀なくされている場合も多い。そして、このような申立てを繰り返すものの中には、応対した個々の職員に対して攻撃的な言動に及ぶものもあり、過去には、司法試験に落ちた腹いせに、複数の法務・検察幹部が脅迫される事件も生じているなど、実際に個人攻撃の対象となるケースも生じている。

(ウ) 訟務局においては、国の利害に関係のある争訟に関する事務を所 掌しているところ、日頃から、訴訟当事者のみならず、国の処分や 裁判に不服のある者等から意見、要求等が多数寄せられている状況 にある。

その中には、職員の訴訟対応を非難するもの、国が敗訴した裁判に対して上訴しないよう求めるもの、確定した判決に不満を述べるもの、裁判によらず国家賠償金の支払を求めるものなどもあり、これに応対した訟務局職員が長時間を割いて対応することを余儀なくされている場合も多い。そして、このような意見、要求等を繰り返すものの中には、応対した個々の職員に対して攻撃的な言動に及ぶものもある。

- イ 職員の職名、氏名、その位置情報等について
- (ア) 平成29年(行情) 諮問第27号

文書1は、秘書課において勤務する職員の職名、氏名、室名及びその位置情報が一体となって記録された文書であるところ、それらの情報を公にすることにより、職員が執務を行っている具体的な位置情報が特定される結果、上記ア(ア)のような不満を持つ外部者において、応対した特定の職員に対する強談や逆恨みによる報復に及ぶべく、繰り返し面談を求めたり、直接意見照会を執拗に求めたり、さらには脅迫的な文言を記載した文書を繰り返し送付したりすることにより、特定の職員が担任する業務に支障を及ぼすおそれがある。

更に付言すれば、秘書課は、法務大臣等の秘書事務を所掌しており、このような職員に対する行為がエスカレートした場合には、ひいては法務大臣等にも危険が及ぶおそれがあり、それへの対応を余儀なくされるなどして、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、情報セキュリティを担当する部署の情報に関しては、その体制・規模に関する情報を公にすることにより、法務省における情報セキュリティ体制が明らかになり、より効果的なサイバー攻撃を誘発するおそれがあるため、情報セキュリティを担当する部署につ

いては特にその体制・規模を推知させることにつながる情報まで不開示とする必要があるところ、情報セキュリティを担当する部署以外の部署についても、その体制・規模に関する情報を公にすると、これらの情報を基に、ひいては情報セキュリティを担当する部署の体制・規模を推知することが可能となり、特定の職員等を標的とした、より効果的なサイバー攻撃を誘発するおそれが認められるため、情報セキュリティを担当する部署以外の部署についても、同様にその体制・規模を含めて不開示とする必要が認められる。

以上から、秘書課において勤務する職員の職名、氏名、室名及びその位置情報並びに情報セキュリティを担当する部署の情報に関しては、それらを公にすると、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号及び6号柱書きに該当する。

(イ) 平成29年(行情)諮問第35号及び同第36号

文書2及び文書3は、人事課及び訟務局において勤務する職員の職名、氏名及びその位置情報が一体となって記録された文書であるところ、それらの情報を公にすることにより、職員が執務を行っている具体的な位置情報が特定される結果、上記ア(イ)及び(ウ)記載のような不満を持つ外部者において、応対した特定の職員に対する強談や逆恨みによる報復に及ぶべく、繰り返し面談を求めたり、直接意見照会を執拗に求めたり、さらには脅迫的な文言を記載した文書を繰り返し送付したりすることにより、特定の職員が担任する業務に支障を及ぼすなどし、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが大きく、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 秘書課及び訟務局において勤務する公務員以外の職員の氏名について で(平成29年(行情)諮問第27号及び同第36号)

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであって、法5条1号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情は認められず、同号の不開示情報に該当する。

エ 内線番号等について(平成29年(行情)諮問第35号及び同第3 6号)

一般に公開されていない内線番号,直通番号及びファクシミリ番号 (平成29年(行情)諮問第35号は内線番号のみ。)に関しては, それらの情報を公にすることにより,なりすましによる照会のほか, いたずらや偽計等に使用され,国の機関が必要とする際の緊急の連絡 や部外との連絡に支障を来たすなど、国の機関が行う事務の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号柱書きに該当する。

才 小括

(ア) 平成29年(行情) 諮問第27号

文書1に含まれるそれぞれの情報の不開示情報該当性に関しては 上記のとおりであるが、文書1は、上記の情報が一体となって記録 された文書であることを踏まえると、職員の職名及び氏名等の情報 そのものの開示が妥当な場合であっても、それらの情報を位置情報 と切り離して開示することは不可能であることから、それらの情報 を含めて不開示として開示決定を行った原処分1は妥当である。

更に付言するに、文書1は公務員としての職務遂行の内容に係る情報ではないことから、国立印刷局発行「職員録」等により職名及び氏名が公とされていない職員に関しては、その職名及び氏名について、法5条4号及び6号柱書きの不開示情報に該当することに加え、同条1号の不開示情報にも該当し得る。

(イ) 平成29年(行情) 諮問第35号及び同第36号

文書2及び文書3に含まれるそれぞれの情報の不開示情報該当性に関しては上記のとおりであるが、文書2及び文書3は、職員の職名,氏名及びその位置情報が一体となって記録された文書であることを踏まえると、職員の職名及び氏名の情報そのものの開示が妥当な場合であっても、それらの情報を執務室における配席状況などの位置情報と切り離して開示することは不可能であることから、それらの情報を含めて不開示として開示決定を行った原処分2及び原処分3は妥当である。

(3) 一部不開示としている点について(平成29年(行情)諮問第27 号)

文書1に関して、その題名を除き全ての部分が一部不開示としている 点について、文書1は、不開示情報に該当する情報等が一体となって記 録されたものであり、職員の氏名等一部を切り離して開示することが不 可能であり、法6条1項に規定する「容易に区分して除くことができる とき」には当たらない。

また、審査請求人は、前記第2の2(1)のとおり、法6条1項ただし書に規定される「有意の情報が記録されていないと認められるとき」には全部不開示とする義務があるとの理解を前提に、原処分1は不当である旨主張しているが、同項ただし書の解釈上、同義務は認められないものと解されていることから、当該主張はその前提を欠き、それ自体失当である。

なお、付言するに、法6条1項ただし書に規定される「有意」性につ

いては、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字や数字等の羅列となるような開示をしても意味がないと認められる場合を指し、「有意」性の判断は、請求趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、客観的に決めるべきものとされているのであって、文書1については、上記不開示情報該当性について検討し、不開示情報を除いた部分に関して、開示すべき判断をした場合における無意味な情報は含まれておらず、一部開示決定を行った原処分1は妥当である。

(4) 行政文書の写しの送付に係る費用の負担について(平成29年(行 情) 諮問第27号)

一部開示決定を行った原処分1が妥当とした上で、原処分1に係る開示の実施方法に関して、処分庁は審査請求人が希望する開示の申出に応じて開示実施を行ったものであり、不当に写しの送付に係る費用を負担させたとの主張は失当である。

(5) その他(平成29年(行情)諮問第35号及び同第36号)

付言するに、文書2及び文書3は公務員としての職務遂行の内容に係る情報ではないことから、国立印刷局発行「職員録」等により職名及び氏名が公とされていない職員に関しては、その職名及び氏名について、法5条6号柱書きに該当することに加えて、同条1号の不開示情報にも該当し得る。

4 結論

以上のことから、本件各開示請求に対し、法 5 条 1 号、 4 号及び 6 号柱 書きの各不開示情報に該当するとして一部開示決定をした原処分は妥当で ある。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成29年1月24日 諮問の受理(平成29年(行情)諮問第 27号)

- ② 同日
- ③ 同月27日
- ④ 同日
- ⑤ 同年2月7日
- ⑥ 同月27日

諮問庁から理由説明書を収受(同上)

諮問の受理(平成29年(行情)諮問第35号及び同第36号)

諮問庁から理由説明書を収受(同上)

審議(平成29年(行情)諮問第27号, 同第35号及び同第36号)

審査請求人から意見書1ないし意見書3 及び資料1ないし資料3を収受(同上) ⑦ 同年7月20日

委員の交代に伴う所要の手続の実施,本 件対象文書の見分及び審議(同上)

⑧ 同年8月31日

平成29年(行情)諮問第27号,同第 35号及び同第36号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その一部を法5条1号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示と する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分(以下「本件不開示部分」という。)を開示すべきであると主張し、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、当審査会は飽くまで審査請求について調査審議を行うものであり、原処分において開示された部分は、当審査会の調査審議の対象となるものではない。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書は、法務省大臣官房秘書課及び人事課並びに同省訟務局 の配置図及び配席図であり、本件不開示部分には、これら部署の執務室 内の配席等の状況に係る情報や、同省大臣官房秘書課の執務室の配置、 形状及び規模に係る情報が記載されていると認められる。
- (2) 原処分の時点において本件対象文書が書籍やウェブサイトに掲載されている事実の有無につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、そのような事実は把握していないとのことであった。
- (3) そこで検討すると、法務省が行う業務の内容等を踏まえれば、本件不開示部分の全部又は一部を公にすると、同省の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、同省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (4) なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記(3)のような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の行政機関の配席図等が開示された例があったとしても、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記(3)の判断を左右するものではない。
- (5)以上より、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号 及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 4 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条 1 号及び 4 号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子